

第4章 標準処理期間

1 標準処理期間

行政手続法及び栃木県行政手続き条例で「標準処理期間」を定め、公にすることを定めています。

宅地建物取引業法に係る標準処理期間は以下のとおりです。

事務名	根拠法令	標準処理期間
宅地建物取引業免許	宅地建物取引業法第3条	30日
宅地建物取引業免許更新	宅地建物取引業法第3条第3項	45日
宅地建物取引士の登録	宅地建物取引業法第19条	30日
宅地建物取引士の登録移転	宅地建物取引業法第19条の2	40日
宅地建物取引士証の交付	宅地建物取引業法第22条の2	14日
宅地建物取引士証の有効期間の更新	宅地建物取引業法第22条の3	14日

※ 国土交通大臣免許については、国土交通省HPを参照してください。

(1) 処理日数の算定

標準処理日数は、申請書が住宅課に到達した日から起算し、当該申請に対する処分を行うまでの日数とします。

(2) 次に掲げる日数は、標準処理日数に参入しません。

ア 申請書等の不備を補正するため必要とする日数

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数

ウ 栃木県の休日に関する条例第2条第3号に定められた休日

(12月29日から翌年1月3日までの日数(上記イに掲げる日数を除く。))

エ 大規模災害等の発生により、被災者救援等の事務により、通常の業務を行えない日数

2 根拠法令等

○行政手続法第6条(標準処理期間)

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしておかなければならない。

○栃木県行政手続条例第6条(標準処理期間)

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしておかなければならない。